

SPBOM 研究グループ 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、「MASP アソシエーション会員規約」の第19条2項の定めに基づき、SPBOM 研究グループの活動内容、構成、および運用のルールを定めるものである。

(名称)

第2条 本グループの名称は、「SPBOM 研究グループ」とする。

(活動)

第3条 本グループは、MASP概念を具現化したSPBOMを進化、発展させると共に、導入、およびこれに関する知見の交流を行う。

(組織)

第4条 本グループには、リーダーおよびサブリーダーをおく。

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本グループの会員は、MASPアソシエーションの会員であること。

(参加)

第6条 本グループへの参加は、個人ごとに所定の申し込み手続きを行い、本グループ会員の過半数の同意を得なければならない。

(会費)

第7条 無償とする。

(退会)

第8条 本グループの退会は、所定の退会手続きによる。

(除名)

第9条 本グループの名誉を棄損又は本グループの目的に著しく反する行為をしたとき、参加会員の3分の2以上の議決を得て、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名をすることができる。その場合、本グループにおいて弁明の機会を与えなければならない。

第3章 活動

(活動および内容)

第10条 本グループの組織、構成及び運営に関して必要な事項は、グループ内の討議で定める。本グループの目的を達成するために次のような活動を行う。

- (1) SPBOMの機能拡張・充実
- (2) 外部団体への働きかけ
- (3) SPBOM導入・実使用におけるノウハウの蓄積
- (4) MASPアソシエーションへの活動報告
- (5) MASPアソシエーションからの知見の検討
- (6) 本グループの活動方針を決め、活動の記録を残す

(公開情報)

第11条 以下の情報についてはMASPアソシエーションに対して開示を行う

- (1) 知得する以前に、自己が既に所有していたことを立証できるもの。
- (2) 知得する以前に、既に公知となっているもの。
- (3) 知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知になったもの。
- (4) 正当な権利を有する第三者から知得したことを立証できるもの。
- (5) グループ内の討議により、抽象化されたもの。

(非公開情報)

第12条 本グループは、会員から提供された各会員企業の具体的な情報について、提供した会員の承諾なしにグループ外へ持ち出してはならない。

2. 非公開情報を元にSPBOMに実装したプログラムについては、その情報元は明かさない

第4章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第13条 この規約は、参加会員数の4分の3以上の承認を得た場合、変更できる。

(解散)

第14条 本グループは、以下の2条件のいずれかの場合に解散をする。

- (1) 第3条に示した本グループの目的を果たし、参加会員数の4分の3以上の承認を得たとき
- (2) MASPアソシエーションが解散したとき

付 則

1. この規約は、2001年4月23日から施行する